

大館ケーブルテレビ フレッツ・ADSL コース利用約款

第1条(約款の適用)

1. 大館ケーブルテレビ フレッツ・ADSL コース利用約款(以下「フレッツ・ADSL 約款」といいます。)は、大館ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. フレッツ・ADSL 約款は、フレッツ・ADSL コースで提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供・利用する際の当社とフレッツ光利用者(以下「利用者」といいます。)との間のいっさいの關係に適用されます。
3. 基本約款とフレッツ・ADSL 約款が抵触する場合、フレッツ・ADSL 約款が優先して適用されます。

第2条(サービスの概要)

1. 本サービスは、利用者に対し、NTTによる地域IP網を介して当社業務委託先のネットワークに接続する機能を提供するものです。
2. 本サービスの提供終了は NTT がフレッツ・ADSL の提供を終了する時とします。ただし、NTT の提供期間内であっても事情により予告なく短縮または提供を終了する場合があります。
3. 当社は、他の利用者に影響を及ぼす程度の高トラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。
4. 本サービスの種類・内容・料金は、別表に記載のとおりとします。

第3条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中で利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとし、ただし、利用を開始した月に契約が終了する場合は、当該利用者は1月分の契約料金を支払うものとし、
2. 利用者は、暦月の途中で解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとし、

第4条(契約終了手続の特則)

利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

第5条(約款の変更)

1. 当社は、利用者と個別の協議をすることなくフレッツ・ADSL 約款を変更することができ、利用者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとし、
2. 当社は、変更後の約款を速やかに利用者へ通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

付則

本約款は2012年6月1日より改定実施します。
本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。

別表. サービスの種類・内容・料金

種類	内容	初期設定料	金額
基本サービス	フレッツ・ADSL スタンダードコース	2,000 円 (税込 2,100 円)	1,000 円 / 月 (税込 1,050 円 / 月)
その他	コース変更	2,000 円 (税込 2,100 円)	-

- 注1. 本サービスにはメールアドレス1個(1GB)が付属しています(ドメインは tiki.ne.jp)。
2. 本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、当社が業務委託契約を締結している株式会社エヌディエス指定のウイルスチェックソフトによるウイルスチェックが行われます。
 - ・当社および株式会社エヌディエスは、指定のウイルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
 - ・本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールにウイルスが検出された場合は、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して電子メールを送信します。
 - ・株式会社エヌディエスのメールサーバから送信された電子メールにウイルスが検知された場合、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して、指定された送信先へ電子メールを送信します。
 - ・本ウイルスチェック機能に起因して、利用者またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社および株式会社エヌディエスはいっさいの責任を負いません。
 3. 本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、株式会社エヌディエス指定の迷惑メール判定ソフトによる迷惑メール判定およびヘッダ部分への判定結果の表示が行われます。